

これまでお伝えしてきた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（給特法等改正法案）が6月に国会で成立し、2026年1月1日から関係する規定が施行される予定です。

これを受けて、市教組は「担任手当」や「新たな職（主務教諭）」に関する考え方を教育委員会に提示し、勤務・労働条件の改善、処遇改善を訴え続けてきました。

10月10日より市教委との交渉が始まり、今後、当局との折衝を重ねる中で、学校現場の実情に見合った措置となるよう追求していきます。以下は交渉の概要です。

※組…市教組 市…教育委員会

市：令和7年度教育職員の給与改定等について、市側から提案をさせていただきます。まず、市側から提案内容について説明を行い、その後、協議を行ってまいりたいと考えております。本日の提案は、給特法の改正に関連するものです。提案文に記載のとおり、令和8年1月1日から改正法の一部が施行されることとなっており、これに関連する政令等についても先般通知されたところです。また、文部科学省は、法改正事項に限らず、国庫負担金の算定基準を変更することとしており、これら全体を踏まえて、本市教育職員の給与制度について検討してきたところです。一方で、9月30日に大阪市人事委員会勧告が行われたところであり、通常の給与改定もあることから、市側としての責任ある意思決定については、給与改定に関する判断と時期を併せることになります。このため、これから説明する内容については、市側の最終提案ではなく、法改正に準じて改正を行った場合の内容であることをご理解いただきたいと思います。

まず、1の教職調整額について、毎年1月に1%ずつ、段階的に引き上げることといたします。なお、教育職給料表(3)の適用を受ける幼稚園教員につきましては、改正法の引上げ対象からも除かれていることから、本市においても対象外といたします。

また、本市ではステップアップ研修という名称である指導改

善研修の被認定者について、今後は教職調整額の支給対象外に変更することといたします。ただし、災害発生時等において時間外勤務を命じることとなった場合は、行政職等と同様の支給基準により、超過勤務手当を支給いたします。

そのほか、月途中で事案が生じた場合は、給料月額を支給方法に準じて、日割りで教職調整額を支給することといたします。なお、参考としている部分については、退職手当の支給に関する記事を記載しております。

教職調整額は退職手当の基礎額となることから、研修の認定を受けることとなった場合、基礎額が減額されることになります。このため、自動的にピーク時特例が適用されることとなり、研修認定前の給料月額と勤続期間によって、退職手当の基本額の一部が算定されます。

次に、義務教育等教員特別手当について、これまでは給料表、級、号給の別に応じて、言わば一律に支給しておりましたが、法改正により今後は校務類型に応じて支給することになります。これにより、今後は一律に支給する基本額と、校務類型に応じて支給する加算額の概念が新たに生じることになります。

加算対象となる校務について、文部科学省は学級担任とそれ以外の校務で分類することを政令等で規定し、各自治体は文部科学省が定める基準を参酌することとされており、本市においては教育職給料表(1)(2)の学級担任に加算をすることを基本として、相当額を算定することといたします。また、基本額における国庫算定額の基準が変更されることから、本市もこれに応じ、全体の基礎額のうち、相当額について引き下げることにいたします。

これらの具体的な額等については、今後の折衝において協議してまいりたいと考えております。

次に、教員特殊業務手当について、国庫算定額の基準に変更があったので、表のとおり改正することといたします。いずれも休日に従事した場合の支給要件の変更ではありますが、①の非常災害時等における業務、②の児童生徒の負傷等に伴う業務のいずれも、今後は休日に4時間以上従事した場合、8,000円の手当を支給す

ることといたします。

施行日であります、いずれの改正も令和8年1月1日からといたします。ただし、教職調整額の支給対象外に変更する指導改善研修被認定者の取扱いにつきましては、1月1日以降、新たに認定を受ける者からの適用といたします。以上、現時点の市側の考え方についてご提案を申しあげました。今後、市教組の皆さまと交渉協議を重ね、また市側としても主体的に判断し、最終提案に繋げてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

組：それでは、ただいま教育委員会より説明を受けた、「令和7年度 教育職員の給与改定等に伴う教職員の勤務労働条件に関する事項」についてであるが、教職員の勤務労働条件に関わる極めて重要な課題である。当然、交渉事項となり労使合意を経て、実施されるものであると考えるがどうか。

市：教育委員会といたしましては、勤務労働条件にかかわる事項につきましては、当然、交渉事項であり、十分に交渉・協議を行ってまいりたいと考えております。また、市教組の皆様方との労使合意に向けて、誠意をもって協議を行ってまいります。

組：まず、教職調整額の引き上げについてであるが、我々としては当然のことと理解しているが、幼稚園教員を対象外としていることには納得できない。再考を求める。

次に、学級担任手当の支給であるが、我々としては、学校現場における業務はチーム学校で取り組んでおり、教職員の分断を招く学級担任手当の支給には反対である。また、大阪市は主任手当や特別支援学級担当への調整額等も支給しておらず、今回の学級担任手当の支給には整合性がない。さらに、学級担任手当の支給により、義務教育等教員特別手当の基礎額を引き下げることにについては反対であり撤回を求める。

とりわけ教育職給料表(3)の幼稚園教員の義務特手当を引き下げることにについては、マイナス改定でしかなく断固反対であり撤回を求める。

次に、教員特殊業務手当の改正については、基本的に了とする。

次に、今回の提案にはなかったが、現行の主務教諭制度について変更が生じるのかどうか また、中学校の 35 人学級の実施時期について、さらに、講師の給料表の級の変更について、教育委員会の見解を求めておく。

市：提案内容について様々なご指摘をいただきました。

とりわけ、幼稚園教員を教職調整額の引上げ対象外としていること、義務教育等教員特別手当について学級担任を想定した加算額を設けることについては、学校園現場における業務の実態等を踏まえると受け入れられないと、強いご指摘をいただいたところです。

今後、事務折衝において改めて詳細をご説明し、協議してまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、新たな主務教諭制度に関することについては現在検討しているところですが、任用や格付にも関連しますので、本日お求めのあったことについては教職員人事担当とも共有し、市側として然るべき時期にご説明申し上げます。また、勤務労働条件に関わることにつきましては皆さまとの交渉・協議を経て実施してまいります。

組：今後のスケジュールはどのようになっているのか。

市：今般の改正は条例改正を伴うものです。したがって、1 月 1 日に施行するためには 12 月半ばに予定されている市会本会議において議決を得る必要があります、市会のスケジュールを逆算すると、事務手続き上、11 月上旬をヤマ場として交渉をすすめてまいりたいと考えております。なお、今回の教職員の給与制度の改正につきましては、大阪市人事委員会からの勧告等を踏まえる必要がありましたことから、非常に短い交渉期間となり大変申し訳なく思っております。

今後、精力的に事務折衝を重ね、本市教員の給与制度としてより適切なものとなるよう、誠意をもって交渉してまいります。

組：本日は、現時点での教育委員会の考え方を示されただけと受け止めておく。詳細が示されていないものが多くあり、ま

た、市教組として撤回を求めるものや再考を求めるものもある。大阪におけるこれまでの取り組みの経過をふまえ、教育委員会は、今後、誠意をもって交渉・協議を行うよう申し述べておく。

市：本日ご指摘を受けた内容については、市側として持ち帰り、今後も引き続き、市教組の皆様方と誠意を持って十分に交渉・協議を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくをお願いいたします。

令和 7 年度 教育職員の給与改定等について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の一部を改正する法律が公布され、令和 8 年 1 月 1 日から関係する規定が施行される。

あわせて、公立義務教育諸学校の教職員の給与費は、義務教育費国庫負担法に基づき国がその 3 分の 1 を負担しているところ、法改正の趣旨である教師の処遇改善を図る観点から、文部科学省は法改正事項に限らず、国庫負担金の算定基準を変更することとしている。

以上を踏まえ、本市における教育職員の給与制度を以下のとおり改正する。

1. 教職調整額

教育職給料表(1)(2)適用者について、以下のとおり、段階的に引き上げる。

施行日	現行	R8.1.1	R9.1.1	R10.1.1	R11.1.1	R12.1.1	R13.1.1
支給率	4 %	5 %	6 %	7 %	8 %	9 %	10%

指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第 25 条第 1 項の規定による認定を受けた者をいう。）を支給対象外に変更する。

なお、この変更に伴う取扱いは以下のとおりとする。

・被認定者には、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合に限り時間外勤務を命じることができるものとし、超過勤務手当を支給する。

・月の途中で認定を受ける場合若しくは認定を受けなくなる場合は、給料月額を支給方法に準じて教職調整額を日割で支給する。

（参考）被認定者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例第 4 条の 2 に規定する特例（いわゆる「ピーク時特例」）の対象となる。

2. 義務教育等教員特別手当

校務類型に応じて支給することとし、教育職給料表(1)(2)の学級担任を基本として、相当額を加算する。

引上げに伴い、原資均衡の観点から教育職給料表(1)(2)(3)の手当額のうち、相当額を引き下げる。

なお、具体的な額等については今後の折衝において協議してまいりたい。

3. 教員特殊業務手当

以下の支給対象業務に休日に従事した場合における支給要件を改正する。

① 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

現行		改正後	
従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
7 時間 45 分以上	8,000 円 (16,000 円)	4 時間以上	8,000 円 (16,000 円)
5 時間以上	4,000 円 (8,000 円)		

※ 括弧書きは、被害が特に甚大な非常災害にかかる手当額

② 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び児童又は生徒に対する緊急の補導

現行		改正後	
従事した時間	手当額	従事した時間	手当額
7 時間 45 分以上	7,500 円	4 時間以上	8,000 円
5 時間以上	3,750 円		

4. 施行日

令和 8 年 1 月 1 日

ただし、「1. 教職調整額」にかかる指導改善研修被認定者の改正については、施行日以後、新たに認定を受ける者から適用する。

【まとめ】

・教育委員会の提案を受け、以下の方針のもと、今後折衝・協議に臨む。（分会代表者会議・中央委員会等で確認）

①教職調整額の段階的引き上げについては一歩漸進と捉えるが、幼稚園教員が対象外となっている点については再考を求める。

②義務特手当の校務類型に応じた支給について、学級担任への加算を前提とする内容は、現場の協働体制にそぐわないものとして反対の立場で取り組む。加算に伴う基礎額の引き下げについても撤回を求める。

③特殊業務手当の改正については了とする。今後、運用面での確認を行う。

④「新たな職」「中学校 35 人学級の実施時期」などについても、教育委員会に見解を求める。

◎引き続き、教育委員会に対しては誠意をもった交渉を求め、「現場の実態に即した制度」の構築にむけて組みをすすめる。